

労働者派遣法に基づく情報提供について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業の状況を公開いたします。

対象期間：2019年3月1日～2020年2月29日

許可番号	派27-030090
事業所の名称	京都オフィス
事業所の所在地	京都市下京区四条通高倉西入ル立売西町82 京都恒和ビル2階

派遣労働者の数(1日平均)	128人
派遣先の数	245件
マージン率(※1)	37.7%
教育訓練に関する事項(※2)	入職時研修、年次研修 (ビジネスマナー研修、コミュニケーション研修 他)
労働者派遣に関する料金額の平均額 (8h / 1日あたり)(※3)	¥19,686
派遣労働者の賃金額の平均額 (8h / 1日あたり)	¥12,265
その他福利厚生に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・各種保険 (健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険) ・有給休暇 ・定期健康診断 ・大丸・松坂屋各店優待カード(10%割引カードの発行) ・ベネフィットステーション ・はけんけんぽ
労使協定を締結しているか否か	労使協定を締結している
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	すべての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2021年3月31日

(※1) マージン率とは、労働者派遣に関する料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を労働者派遣に関する料金額の平均額で除して得た割合です。

(※2) 教育訓練に関する事項の詳細については、弊社ホームページをご参照ください。

(※3) これらの金額には派遣労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費他を含みます。